

学校法人北陸学園北陸高等学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に関わる基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校の教育方針『「こころ」と「いのち」の教育』に基づき、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重しあう社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して人間の尊厳、基本的人権について理解を深めさせ、自主の心を養うことによって「いじめは絶対に許さない」との強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 人権教育の推進

各教科（特に仏教・社会科）、ホームルーム活動、宗教行事などに人権教育の視点を位置づけ、自分自身を大切にすること、他の人を大切にすることができる豊かな心を育てる。

(2) 体験活動の推進

集団宿泊体験、ボランティア活動、職場体験などの活動を通じて生徒間や地域の人たちと交流する機会を経験し、絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

(3) 特別活動の充実

ホームルーム活動、生徒会活動などの学校行事や部活動などを通して、社会の一員としての役割意識を持ち、より良い人間関係を築こうとする態度を育てる。

(4) 宗教教育の推進

宗教の授業や宗教行事を通して、生かされている「いのち」に気づき、おかげさまでという感謝の「こころ」を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組み

(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくり

授業や行事の中で、どの生徒も落ち着ける「居場所づくり」や生徒が主体的に取り組む活動を通して、自他ともに認めあえる「絆づくり」を進める。

(2) 授業改善

わかる授業、参加・活躍ができる授業を展開することにより、生徒の不安や不満が高まらないよう積極的な取組みを行う。

(3) 教育相談体制の充実

クラス担任、教科担任、教育相談担当者、他の教員など学校のスタッフ全員が生徒と関わることができるよう工夫し、生徒と学校スタッフのコミュニケーションが取りやすい体制を充実させる。

(4) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響などについて、学級活動や学年集会、全校集会等において生徒への注意喚起に努める。また、インターネットに関わるいじめに関する現状や対策について講演を聴くなどして、生徒への注意喚起に努める。

(5) 意識調査を活用した集団づくりの推進

学期の終わりに振り返りシートの集計を行い、学校や学級の状況を把握し、PDCA サイクルを活用して取組みの改善を図る。

5 いじめの早期発見のための取組み

(1) 積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察し、積極的にいじめを認知するよう努める。

(2) 自己チェックシステムの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認する。

(3) アンケート実施

定期的に、学校生活意欲や友人関係、周囲からの承認度などを測るアンケートを実施し、早期発見に努める。

(4) 教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を行う。また、日頃関わりの少ない教員とも接することができるような面談体制をつくり、生徒が相談できる教員が増えるよう計画的に実施する。

(5) 保護者との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にし、生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(6) 外部機関との連携

警察署（スクールサポーター）や少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で、学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの早期解決に向けた取組み

(1) 組織的対応

いじめが発見されたり疑いがある場合には、設置された組織のメンバーが情報を

共有し「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守り通す。
一方、加害生徒に対する教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。

(2) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

被害生徒への継続的なカウンセリングを行うなど、メンタル面などのサポートを行う。加害生徒に対しても継続的にその行為に至った背景等を聞き取るなどして、再発防止に努める。

(3) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、連絡を密にし、いじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、保護者の気持ちを受け取りながら理解と指導についての協力を得る。

(4) 外部機関との連携

必要に応じて警察署（スクールサポーター）や少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策を協議するために、「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、教頭、主幹教諭、教務部長、生徒指導支援部長、学年主任、養護教諭、教育相談担当等

（活 動）・いじめ問題対応の年間計画の作成

・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定

・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

（構成員）主幹教諭、生徒指導支援部長・主任、学年主任、教務部長、保健部長、養護教諭、教育相談担当、担任等

（活 動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を知事に速やかに報告する。
- (2) 学校いじめ調査委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を項目に加え、本校の取組みを評価する。
 - ・「おもいやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組みやいじめの未然防止のための取組みに関すること。
 - ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組みに関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

附 則

この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

令和4年6月 改定